

**平成30年度沖縄県計画に関する
事後評価**

**令和2年11月
沖縄県**

3. 事業の実施状況（医療分）

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.5】 周産期医療機能分化・連携推進事業	【総事業費】 H30 6,844 千円 H31 4,778 千円
事業の対象となる区域	全県域（北部、中部、南部、宮古、八重山）	
事業の実施主体	沖縄県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後増大、多様化する医療需要に対応するため、不足する医療機能の解消によりバランスのとれた病床の機能分化を促進し、高度急性期医療から在宅医療まで、患者の状況に応じた適切な医療を切れ目なく提供する体制を構築する必要がある。</p> <p>（県内で）今後見込まれる産科医療施設の大幅な減少を見据えつつ、限られた医療資源を有効に活用し、県内で完結する効率的な周産期医療体制を構築するため、高度急性期機能の集約化を図りながら円滑な在宅復帰に向けた回復病床を整備する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：（H30→H35）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期における高度急性期病床（NICU）の増床（60 床→69 床） ・NICU入院児の在宅復帰促進を図る中間施設及び病床の整備 円滑な在宅復帰に向けた中間施設の整備（0 カ所→1 カ所） レスパイト病床を兼ねた回復期病床の整備（0 床→5 床） 	
事業の内容（当初計画）	医療機関の役割分担、医療機関間の連携体制の構築や、病院から円滑な在宅復帰を促進するため、ニーズ調査及び関係者による協議を行うための会議を開催するほか、必要な機器を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備数（1 カ所） 周産期保健医療に係る 2 専門部会等の開催 8 回	
アウトプット指標（達成値）	施設整備数（1 カ所：県立八重山病院（H30 年度整備済）） 中部病院に聴覚検査技師を配置 周産期保健医療に係る 2 専門部会等の開催 0 回	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期における高度急性期病床（NICU）の増床（60床→69床）が完了し、周産期医療体制の整備が図られた。 <p>（1）事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部病院に聴覚検査技師を配置し、先天性聴覚障害の早期発見につなげることができた。 <p>（2）事業の効率性</p> <p>H30年度まで県医師会に委託し専門部会を開催していたがH31年度は委託できず専門部会が開催できなかった。構想実現に必要な周産期における機能分担及び集約化の協議を行えるよう関係機関と調整を行う必要がある。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.8】 訪問看護支援事業	【総事業費】 11,404 千円
事業の対象となる区域	北部、中部、南部、宮古、八重山	
事業の実施主体	沖縄県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後、増加が見込まれる在宅療養患者等に対して、在宅医療の推進並びに在宅療養環境の整備が重要課題となっており、訪問看護サービスの安定的な供給を維持し、訪問看護を必要とする者に必要な訪問看護を提供する体制の整備が必要である。</p> <p>アウトカム指標：訪問看護ステーション数（人口 10 万対） H29 年 6.9 ヲ所 → R 5 年 7.7 ヲ所（全国平均値） 小児に対応する訪問看護ステーション数 H29 年 48 ヲ所 → R 5 年 53 ヲ所 （北部・宮古・八重山：H29 年 1 ヲ所 → R 5 年 2 ヲ所以上）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>在宅医療・介護サービスの充実のため、訪問看護推進協議会を開催し訪問看護に関する課題や対策を検討するとともに、訪問看護師の人材育成及び在宅ケアサービスの質向上を支援・推進するための拠点・支援体制整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護推進協議会の開催 ・コールセンター事業（相談窓口設置） ・訪問看護の育成及び資質向上のための事業（研修会開催） ・訪問看護ステーションと医療機関の相互研修、訪問看護ステーション間の相互研修 ・へき地等訪問看護提供体制強化・育成事業（訪問看護師の育成支援） 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護推進協議会の開催 年 1 回 ・研修会開催回数 年 6 回 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護推進協議会の開催 (H30 年度：1 回、R 元年度：未実施) ・研修会開催回数 (H30 年度：6 回、延 121 人参加、 R 元年度：4 回、延 85 人参加) <p>※R 元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた協議会及び研修会 2 回が中止となった</p>	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーション数(人口10万対) H29年 6.9カ所 →H30年 7.9カ所、R元年 8.7カ所 小児対応訪問看護ステーション数 H29年 48カ所(北部・宮古・八重山：H29年 1カ所ずつ) →H30年 53カ所(北部2、宮古1、八重山1) R元年 58カ所(北部2、宮古2、八重山1)</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションの運営基盤が強化され、年々事業所数が増加 ・利用者、家族のニーズに応える質の高い訪問看護の提供が可能になる ・地域包括ケアシステムの実現に向けた訪問看護人材の確保ができる <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療圏ごとに在宅療養支援機関連携会議を実施。各圏域の在宅療養支援における課題を共有し、連携を図ることにより地域におけるネットワーク構築につながっている ・訪問看護ステーションと医療機関における相互研修により連携強化を図ることができ、地域包括ケアシステムの構築につながる
<p>その他</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.15】小児専門医等研修支援事業	【総事業費】 H30 2,584 千円 H31 2,205 千円
事業の対象となる区域	全県域（北部、中部、南部、宮古、八重山）	
事業の実施主体	沖縄県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>出生時に胎外呼吸循環へ順調に移行できない新生児の救命と、重篤な障害を回避するために、全ての分娩に新生児蘇生法を習得した医療従事者が立ち会う体制を整備する必要がある。</p> <p>また、妊産婦死亡の更なる低減を図るため、急変時における標準的な母体救命システムを周産期に関わる多職種に普及させる必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 新生児蘇生法講習会 A コース認定者及び、母体救命システム普及事業認定者の増 ・新生児蘇生法講習会受講者 108 人のうち 7 割が認定手続きを行う。 認定者数：75 人 ・母体救命普及システム講習会の認定者：36 人</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>県内全ての分娩に新生児蘇生法講習会を習得した医療従事者が立ち会う環境を整備するため、沖縄県医師会に委託し全県的に研修会を開催する。</p> <p>母体救命システムを全県的に普及定着させるため、沖縄産婦人科学会に委託し研修会を開催する。</p> <p>上記研修会を開催することにより、専門性の高い医療従事者養成し、その確保につなげていく。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>新生児蘇生法講習会 A コース受講者数（108 人） 6 回開催 S コース受講者数（24 人） 4 回開催 母体救命普及システム講習会受講者（36 人） 2 回開催</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>新生児蘇生法講習会 A コース受講者数（103 人） 6 回開催 S コース受講者数（84 人） 7 回開催 母体救命普及システム講習会受講者（29 人） 2 回開催</p>	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標 新生児蘇生法講習会Aコース認定者数は85人であり指標を達成することができた。</p> <p>(1) 事業の有効性 新生児蘇生法講習会を開催し、各地域の医療者に研修受講と認定取得機会及び、認定後の知識・手技の定着を図ることができた。 産科医や救急医、助産師、救命救急士等、多職種を対象に母体救命システム研修会を開催し、妊産婦等の病態の特殊性を理解し、実践的な訓練を通して各疾患での救命処置を取得することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 運営事務局を委託することにより、全県的な開催、円滑な実施ができた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.33】 看護師等修学資金貸与事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 19,722 千円
事業の対象となる区域	北部・中部・南部・宮古・八重山	
事業の実施主体	沖縄県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県は、第七次看護職員需給見通しを基に、救急病院において、夜間の勤務や過重な労働条件から慢性的に看護師の離職率が高い状況が続く事、及び7対1看護体制の導入から看護師の需要要望は高くなっていく状況を踏まえ、平成23年度に修学資金の貸与を受けた者が就業することにより返還債務が免除となる施設に救急病院を加えた。</p> <p>一方、国は平成26年に地域包括ケアシステムの構築に取り組む事を法的に位置づけており、そのためには訪問看護等の機能強化が重要であるが、これら施設の看護職員の確保困難性は採用率が訪問看護ステーションで45.5%と全施設平均の74.1%を大きく下回っていることから明らかであり、行政による誘導策は医療機関への充足を待ってられない事から平成27年度に訪問看護事業所等を修学資金の免除対象施設に加えた。</p> <p>また、看護職員数はその数において順調に増加しているとはいえ、離島等の過疎地域については、未だ不足している状況があり、地域包括ケアシステム構築にはさらなる確保が必要な状況である。</p> <p>これら沖縄県の現状から、県内で養成した看護職者の県外流出を防ぎ、県内医療機関へ就業させる事を目的に修学資金を貸与し、県内看護職を安定的に育成していく必要がある。</p>	
	<p>アウトカム指標： 平成28年度県内就業看護師14,732名から毎年新規120名程度の増加 H28年14,732人 → R1年15,092人</p>	
事業の内容（当初計画）	県内の看護職員の確保及び質の向上に資する事を目的とし、将来県内で業務に従事する養成校の看護職等修学生に修学資金を貸与する。	

アウトプット指標（当初の目標値）	将来県内で業務に従事する養成校の看護職等修学生 280 名への修学資金の貸与
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は 292 名に貸与 ・県内就業看護師 新規 114 名 （令和 2 年 3 月に養成校を卒業した貸与生 126 名、うち県内の免除対象施設に就業した者 114 名）
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>平成 28 年度県内就業看護師 14,732 名から毎年新規 310 名程度の増加</p> <p>H28 年 14,732 人 → H30 年 15,357 人</p>
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>申請者 401 名に対し、292 名に貸与した事により、修学を続けるために援助を必要とする看護学生の 72.8% に資金貸与を行うことができた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>救急病院や福祉施設等を免除対象施設に含めることにより、より卒業後の就業先選択がより広範囲となり、県内で養成した看護職者の県外流出を防ぐことにつながっている。</p>
その他	